

平成 21 年度第 2 回豊田市 P C B 処理安全監視委員会 議事録

平成 21 年 10 月 20 日（火）

日本環境安全事業(株)豊田事業所
プレゼンテーションルームにて

午後 2 時 00 分 開会

【事務局（松井）】 皆さんお揃いになりましたので、ただいまから平成 21 年度第 2 回豊田市 P C B 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

各位におかれましては、大変お忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

本日は渡邊委員が欠席されておりますが、当委員会設置要綱第 6 条第 2 項に基づきまして、委員の半数以上の出席がございますので、この会が成立したことを報告させていただきます。

なお、本日の会議につきましては、冒頭の部長挨拶まで撮影ができますので、御了解ください。

改選後初めてとなります安全監視委員会ですので、最初に豊田市環境部長の宇井より委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。

【豊田市（宇井環境部長）】 それでは、委嘱状を交付させていただきます。

（宇井環境部長より各委員に委嘱状交付）

では、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【事務局(松井)】 引き続きまして、豊田市環境部長の宇井より挨拶を申し上げます。

【豊田市（宇井環境部長）】 改めまして、皆さんこんにちは。豊田市環境部長の宇井でございます。

本日は、14 名の安全監視委員の皆様、それから関係各位の皆様、大変お忙しい中、平成 21 年度第 2 回目の P C B 処理安全監視委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、ただいま改めて委嘱をさせていただきました皆様方には、委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

さて、この P C B 処理施設を豊田市で進めていくということを決めましてはや 7 年

が過ぎようとしております。平成 15 年にこの監視委員会を設置させていただいてから、本施設の運転管理、あるいは現場の状況、市の監視業務につきまして、委員の皆様方から適切な御意見・御指導をいただきまして、今日に至っているところでございます。

関係者の皆様の御尽力によりまして、本施設は安全にかつ安定的に稼働をしております。このことにつきましては非常に感謝しているところでございます。このように多くの方々に御指導いただく中で、この事業が問題なく今まで来ておったということではありませんが、平成 19 年 6 月 28 日の運転再開から今日まで、施設を停止するような大きな問題は生じておりません。これも皆様のおかげと考えております。

今後も、新しい委員の皆様のお力をお借りしまして、安全監視委員会での忌憚のない御意見等をいただきまして、豊田事業所の一層の安全の向上に努めていきたいと考えております。

現在、この豊田事業につきましては、処理対象地域がこれまで豊田市内に限られておりましたが、それが広域に徐々に拡大をしております。しかし、このような中で先日、定められたルールを守らずに搬入したということが起きました。本市といたしましても、このようなことが二度と起きないように、愛知県を始めとした東海 4 県の関係自治体と綿密・密接な関係を整えながら監視・指導を進めてまいりたいと思っております。

本日は、この事業を所管いたします環境省、それから愛知県の方々にも御出席をいただいております。環境省を始め関係者の皆様に、操業が安全に進むようにさらなる御尽力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

【事務局（松井）】 ありがとうございます。

本日、環境省より廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 課長補佐の松崎様においでいただいております。ここで御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いします。

【環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課(松崎課長補佐)】 皆様初めまして。ただいま御紹介いただきました環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の松崎と申します。私は、前任の高橋から引き継ぎまして、本年 7 月、人事異動で産業廃棄物課に着任いたしました。今後ともよろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。また、廃棄物の処理に関しましては、これまで、先ほど宇井部長のほうからもお話がありました。本委員会の委員の皆様方を始め豊田市の皆様方、また愛知県の関係各所の方々に多大なる御理解及び御指導を賜りまして、改めて厚く御礼申し上げたいと思います。

P C B 廃棄物の処理につきましては、平成 13 年に制定されました P C B 特別措置法に基づきまして、日本環境安全事業株式会社（J E S C O）におきまして、全国 5 カ所、北海道、東京、豊田、大阪、北九州に拠点的広域処理施設を整備しまして、P C B が使用された廃棄物の処理を順次実施しているところであります。

ここ豊田におきましては、J E S C O の豊田事業所における処理が、一步ずつではございますが着実に進んでいるところであります。今後の処理におきましては、安全性に十分配慮した上で、確実かつ適正な処理を推進していくことが大変重要かと考えております。その意味で、引き続き皆様方のさまざまな御指導、御協力が大変重要となります。今後とも引き続きよろしく願いいたします。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

【事務局（松井）】 ありがとうございます。

P C B 処理事業者としまして、日本環境安全事業の方々にも御出席いただいております。代表しまして事業部次長 尾川様より挨拶をお願いいたします。

【J E S C O（尾川事業部次長）】 皆さんこんにちは。J E S C O 本社事業部の次長をしております尾川でございます。よろしく願いします。私は、本年 7 月に着任しておりますので、この会議に出させていただくのは初めてということになります。今後ともよろしく願いいたします。

さて、我が日本環境安全事業株式会社が、全国に長らく保管されております高濃度の P C B を含む電機機器等の処理をするために活動を開始しまして、最初の事業は北九州でございましたが、はや 5 年になろうとしております。この豊田は、平成 17 年開始ということで、全国で 2 番目の処理施設としてスタートしております。

最初は、何分にもこれまで経験のない事業でございましたのでいろいろございましたし、小さな事故も経験をしております。しかしながら最近では、安全は絶対条件といたしまして、安定操業に向け徐々にカーブを切っているところでございますし、昨年、5 番目の北海道事業所がオープンいたしまして、全国的な処理体制が整ったとい

うことで、飛行機で申しますとそろそろ上昇から巡航運転に入ってきたということかなと考えております。ただ、何分にも難しい事業でございます。決して気を緩めることなく、安全第一でこれからやってまいりたいと思います。

本日の説明にもございますけれども、これまで市内にございます機器、あるいは東海4県の機器を処理してまいりましたが、徐々に処理が難しい機器にも手をつけつつございます。すなわち、保管場所で漏洩をしている機器ですとか、あるいは非常に大きくて現場での措置が必要なものといった難しいものも処理いたしませんと、世の中にございますPCB廃棄物というのはなくなることはございません。これまで以上に気を配りながら安全・安定を目指して事業に邁進してまいる所存でございます。皆様方の御指導を引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日はよろしく申し上げます。

【事務局（松井）】 ありがとうございます。

続きまして、委員の方々の紹介に移らせていただきます。

大変恐縮ではございますが、時間の都合もございますので、お配りしました席次表をもって御紹介にかえさせていただきます。

なお、今回新たに7名の方が委員として参加していただいております。学識経験者として後藤様、周辺企業を代表いたしまして岡留様、公募市民を代表しまして安藤様、小泉様、地元自治区を代表しまして稲吉様、寺田様、笹森様の7名です。どうぞよろしくお願いいたします。

では、これより次第3の委員長及び副委員長の選出に移ります。

当委員会の委員長の選任につきましては、当PCB処理安全監視委員会設置要綱第5条におきまして、委員の互選によることとなっております。

互選は推薦でお願いしたいと思います。どなたか推薦はございませんでしょうか。

【岡留委員】 周辺企業代表の岡留と申します。私のほうから、松田委員を推薦させていただきたいと思います。

松田委員におかれましては、安全監視委員会当初からかかわられておりまして、また、廃棄物処理設備に関しましても知識、見識が深うございますので、そういう経験を活かされた中で松田先生を私から推薦させていただきたいと思いますが、皆様どうでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局（松井）】 ありがとうございます。満場一致ということです。

松田委員、委員長席に移動をお願いいたします。

（松田委員 委員長席に移動）

【事務局（松井）】 続きまして、副委員長の指名に移ります。

要綱第5条によりますと、委員長が指名することとなっておりますので、委員長から御指名をいただきたいと思います。

【松田委員長】 それでは、逢妻コミュニティの佐藤様に副委員長をぜひお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局（松井）】 佐藤委員、委員長より御指名いただきましたので、副委員長席に移動をお願いいたします。

（佐藤委員 副委員長席に移動）

【事務局（松井）】 それでは、安全監視委員会を始めるに当たりまして、初めに委員長より御挨拶をお願いしたいと思います。

【松田委員長】 皆様こんにちは。名古屋大学の松田でございます。

このたびは委員長に御指名いただきまして、大変光栄に存じております。それと同時に、責任の重さをつくづく感じている次第でございます。本日お集まりの皆様方の絶大なる御協力を仰ぎながら、本監視委員会の重責を果たさせていただきたいと存じますので、何とぞ皆様よろしくお願い申し上げます。

【事務局（松井）】 続きまして、佐藤副委員長、よろしくをお願いいたします。

【佐藤副委員長】 逢妻コミュニティから広久手町自治区の区長をやっております佐藤でございます。よろしく申し上げます。

私は、19年から3年間この席でもって勉強させていただきました。この3年間で感じたことは、この設備も10年間ということを知っていますので、後半に入るのかなという気がします。設備の保守点検、整備をしっかりとやっていただいて、後半も無理なく使ってほしいということが1つ。それから、安全作業を絶対やってほしいということ。もう1つは、ルールをどうやったら皆さんが守れるかについて議論してしっかりやってほしい。この3つを私からお願いいたします。

以上です。

【事務局（松井）】 ありがとうございます。

議事に移ります前に、お手元にお配りしました資料の確認をさせていただきます。

上から順に、A4の1枚もので本日の会議次第、委員名簿、席次表。ホッチキス止めで資料1、資料2-1、カラー刷り1枚もので資料2-2、ホッチキス止めで資料3。右肩に事務連絡と書いてあるもの。最後に、本日新たに委員になられました7名の方におかれましては、新規委員用参考資料として1枚ものがお配りしてあります。

不足がありましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

では、これより議事に移りたいと思います。

議事進行につきましては、設置要綱第5条により委員長が務めることになっておりますので、松田委員長、よろしく申し上げます。

【松田委員長】 それでは、最初の仕事といたしまして議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議題1、「豊田PCB処理事業における豊田市の対応について」、豊田市から御説明をいただきたいと思えます。

【豊田市(平山環境保全課長)】 豊田市の環境保全課の平山です。よろしくお願いいたします。

私からは、PCBの処理施設及び収集運搬にかかわる市の立入指導等の状況について御報告させていただきます。

お手元の資料1「豊田PCB処理事業における豊田市の対応について」をご覧ください。

1の「豊田PCB廃棄物処理施設への立入検査の実施状況について」でございます。前回の安全監視委員会後、これは平成21年6月3日から10月19日まででございますが、日本環境安全事業(株)豊田PCB廃棄物処理施設へ計9回の立入検査を行いました。立入検査の概要は1~2ページの表1、それから状況につきましては5ページの参考写真のとおりでございます。このうちの主要なものを以下、紹介をいたします。

(1)水質汚濁防止法に基づく排水検査。これは表1の に該当しますが、平成21年6月24日に、水質汚濁防止法に基づき最終放流口の排水について検査を実施したところ、すべての検査項目が排水基準及び管理目標値を下回ってございました。検査結果につきましては、2ページの表2にお示ししてございます。

(2)排気システムモニタリングの確認について。これにつきましては、表1の と

が該当するものでございますが、施設外部に排出する第1排気系統ラインのオンラインモニタリング、分析項目はPCBでございますが、これは自動測定装置によるPCBの常時連続監視システムでございます。これについて異常がないことを確認するため、JESCOで手動分析を行っております。平成21年6月24日に行われた手動測定においても、両者の結果は近い値を示していることを確認しました。

オンライン結果及び手動分析の結果は、排出管理目標値を下回っていることから、処理施設からの漏洩についてはなかったと判断しております。

なお、若干補足しますと、第1排気系統ラインの話ですが、この施設では、処理工程に応じまして3つの排気系統がございます。それぞれ濃度レベルに応じた安全対策がとられておりまして、第1排気系統は受入関係のエリア、それから大型並びに車載トランスエリア、そういったもの、それから第3排気系統の処理した後の排ガス、こういったものが対象になるのが第1排気系統ラインでございます。

前回委員会で報告しました第3排気系統ラインのオンラインモニタリングの表示異常、測定不能表示でございますが、これについては、モニタリング場所を移設することにより、表示異常が解消されたことを9月17日に確認しております。

これもちょっと補足しますと、第3排気系統につきましては、前処理のライン、これは抜油ですとか洗浄、それから真空加熱、そういったラインと、液処理のプロセス排気が該当するものです。

なお、前回の委員会報告ということで、新規の委員の方には、前回の報告書の資料抜粋をお手元にお配りをさせてもらっております。

(3) 小型トランス解体作業負傷事故に係る安全確認について。これにつきましては、表1のと が該当しますが、平成21年6月29日、小型トランス解体エリアで解体作業中の鉄心に指を挟まれ、TKS作業員が負傷したとJESCOより報告がございました。市は、事故現場を確認するとともに、事故原因及び再発防止について文書で報告するよう指示しました。

7月21日、立ち入りを行いまして、報告された再発防止策が実施されていることを確認しました。

なお、事故の詳細につきましては、資料2-1でJESCOより説明があると思っております。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。表2で排水検査結果を載せてござい

ますが、下から3番目のポリ塩化ビフェニルと書いてあるものがPCBでございます。

続きまして、3ページ目をお願い致します。2の「収集運搬事業者の作業状況等の確認について」でございます。

前回の安全監視委員会後、収集運搬事業者に対して計3回の立入検査を行いました。立入検査の概要につきましては3～4ページの表2、状況につきましては5ページの参考写真のとおりでございます。

(1) 収集運搬事業者への指導について。以下、収集運搬にかかわるトラブル等が3件ございましたので、それについて御報告します。

固縛不十分等による運搬容器内の漏洩でございます。これは表2の の関連事項になります。

平成21年7月1日、三菱ロジスティクス株式会社がJESCO豊田事業所へ搬入したコンデンサの一部からPCB油の漏洩が見つかったと報告がありました。漏洩につきましては、漏れ防止型金属容器内のインナートレイで留まっておりまして、施設場外への漏洩はございませんでした。原因は、コンデンサを積む際に、収集運搬事業者の判断によるコンデンサ側面にあります吊り手の切断、それから緩衝材及び固縛が不十分であったことからインナートレイ内で漏洩したということでございます。

市は、現場での軽率な判断及び積荷に対する漏洩防止の不徹底を繰り返さないよう事業者を指導し、再度社内における安全教育の徹底を求めました。

また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を締結している19の収集運搬の事業者はこの事例を周知するとともに、同様な事故を起こさないよう文書指導を行わせてもらいました。

積込み作業時のPCB油の漏洩について。これにつきましては、表2の が関連になります。

平成21年7月16日、株式会社極東エレテックがPCB廃棄物保管事業所内でコンデンサの積込み作業中、老朽化に伴う腐食が進んでいたため、ユニックで吊り上げた際にPCB油の漏洩が発生しました。幸い、漏洩防止措置がとられておりまして、PCB油は保管容器内、ドラム缶の中で留まり、周辺環境への被害は発生しませんでした。なお、漏洩汚染物につきましては、保管事業者により継続保管されてございます。

市は、同様な事例が起こらぬよう協定締結の19事業者に対しまして事故内容につ

いて情報提供するとともに、収集運搬ガイドラインによります漏洩防止措置を徹底するよう文書指導を行いました。

市内運行ルートから逸脱した搬入についてでございます。なお、この件は報告を受けて事情聴取と指導を行いました。またそれに伴う立ち入り等は行っておりませんので、表 2 には掲載してございません。

平成 21 年 10 月 5 日、日本通運株式会社は、JESCO 豊田事業所へコンデンサを搬入する際に、協定で定められました市内運行ルート、これは原則、高速道路を優先して利用するという規定でございますが、高速道路を利用せずに積荷の搬入を行い、さらに JESCO 豊田事業所で処理することのできない微量 P C B 含有のコンデンサ 1 台を搬入しました。

市は、直ちに関係自治区長に説明を行うとともに、事業者に再発防止対策について文書報告するように指導しました。

この事例につきましては、東名高速道路の集中工事から生じた事業者の不注意が原因と考えられたため、工事期間中、これは 10 月 5 日から 16 日の間でございますが、豊田事業所に搬入予定のあった全事業者に対して、同様な事故を起こさないように指導しました。

なお、ここに記載はございませんが、間違っ持ち込まれました低濃度のコンデンサ 1 台でございますが、本処理施設ではこうした低濃度 P C B は処理することができないということでございまして、国の低濃度の P C B 廃棄物の処理ルールが決まるまで所有者が保管する必要がございます。P C B に関しまして、この施設からは卒業判定をクリアしない限りは外へ出さないという原則がございますけれども、例外的措置としまして、この安全監視委員会で経過等を報告させていただいた後、速やかにこの処理施設から所有者へ戻す手続を進めたいと考えております。

続きまして、4 ページ目をお願いいたします。3 の「その他の立入について」でございます。

下の表にありますように、保管状況について 3 件確認を行いました。結果は、3 件とも特に問題はありませんでした。

それから、4 の「P C B 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会の報告について」でございます。

平成 21 年 6 月 4 日、P C B 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会が開催されまし

て、平成 20 年度の事業報告及び平成 21 年度の事業計画について検討がなされました。併せて、微量 P C B 混入廃電機機器等の処理方策の検討状況について環境省より報告がございました。

状況については以上でございます。

【松田委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、委員のほうから何か質問等はございますでしょうか。

確認ですけれども、今の排気システムモニタリングの前回異常のあったところは、次の JESCO から説明があるのですね。

【豊田市(平山環境保全課長)】 説明があると思います。

【松田委員長】 では、そのときにまたお願い致します。

はい、どうぞ。

【金子委員】 この席に何回も出させていただいておりますけれども、今までは、この P C B 処理施設のトラブルだとかそういうものが多かったような感じがしますが、今日報告されたこの 3 ページの収集運搬に関してのトラブルというのは、今回初めてこれだけ報告されました。今まで収集運搬では、前回の処理困難者の持ち込みというのが 1 件だけだったんですけれども、こういうふうに今回の報告だけでも 3 件、今は豊田市が終わりまして愛知県までの展開ですが、これが東海 4 県に広がったときは、さらにこの収集運搬業者のトラブルというのが増えるんじゃないかなということを感じておるのですが、そこら辺への対応というのはどういうふうにされますか。

【豊田市(平山環境保全課長)】 市としましては、今回の収集運搬事業者のトラブルにつきましては、余りにも短期の間に集中して発生したということで、ちょっと危機感を持っております。当然、そういった事例があることをほかの 19 の事業者の方に周知文等を送って啓発は行っておりますけれども、事業者の社内での教育にまだ不十分なものがあるのかなと感じております。そういった意味で、今後とも立ち入り等によりまして教育状況についても確認していきたいと思っています。

ちなみに、事業者には市へ運搬計画を提出させて、経路とか収集の主要な方法、それから責任者の氏名を書いておりますが、教育関係の啓発につきましては、21 年 2 月に文書を出しまして、併せて安全教育を実施してくださいという通知を出してございますが、その実施状況の確認を併せて行っていないと、少し危機感が出て

しまうのかなと思っていますので、適切に対応していきたいと考えております。

【金子委員】　こちら辺の内容は、東海地区広域協議会に報告はされているのでしょうか。

【豊田市(平山環境保全課長)】　今回のこの3件につきましては、まだ報告はしてございません。

【金子委員】　前は6月4日でしたか。これは今度やる予定ですか。

【豊田市(平山環境保全課長)】　11月9日が次回の広域協議会の予定でございますので、広域協議会の中では報告をさせていただいて、その辺の議論をしたいというふうに考えております。

【金子委員】　ぜひ横展開をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

【松田委員長】　はい、どうぞ。

【市原委員】　今の関連で、の積込み時のトラブルですね、老朽化に伴う腐食が進んでいたためということですが、当然、これを保管しているのはみんな30年～40年で、老朽化していることが前提になると思います。ここの積込み作業というのは、保管者の責任としてその指導なりマニュアルなりでルール化することなのか、保管責任者ですね、要するに企業側のほうか、どちらが責任を持ってルール化したりそういう措置を指導することになるのでしょうか。

【豊田市(平山環境保全課長)】　収集運搬に関しましては、ガイドラインに沿って行われるわけですが、基本的には収集運搬事業者のほうに管理者もいますし、保管者のほうにも責任者がございます。両者が立ち会いをして積込み等の作業を行っていくわけですので、その作業時の責任の所在については、おのおの責任があるかというふうに思っております。事業者につきましては、ガイドラインに沿った防止対策がとられております。今回は、事前確認の中で実は確認できなかった。ユニックで吊り上げたらその衝撃で滲み出てしまったというケースでございまして、当初の段階で予期は難しかったのかなというふうに思っております。

ですから、やはり老朽化が進んでございますので、こういったことは必ずしも今後起こらないということはないと思います。ですから、できるだけガイドラインに沿って事前の予防対策をとった上で、こういった吊り上げなりの作業をしてもらうということが大切かと思っています。

市としましても、こういった積荷の状況につきましては、初めてのときに全部の事

業者さんを回らせてもらって積荷の状況を確認してございますが、定期的に今後も積荷についてもちょっと確認していく必要があるかと思っておりますので、こういったことにつきましても、広域協議会の中で提案していかなきゃいけないかなと思っております。

【市原委員】 そのガイドラインというのは、市がつくられているガイドラインですか。

【豊田市(平山環境保全課長)】 基本的には、環境省が出しているガイドラインに沿ってということです。

【市原委員】 ということは、想定以上の老朽だということになると、そのガイドラインの修正なんかも国のほうでされ、これを受けて見直しされるということですか。

【豊田市(平山環境保全課長)】 基本的な考え方としては、事前調査等の中で確認するということですので、実際、ガイドラインの表記の変更で発見できるという話でもないかと思っておりますので、現場の責任者が細心の注意でやられるということに尽きるのかなと思っております。ですから、予期できぬ場合に対応できるような防護の措置のほうをしっかりとやっていただくということになるかと思っております。

【市原委員】 作業者の細心の注意というのはものすごくばらつきがあって、それこそ天と地ぐらい差がある可能性もあるんじゃないかなと思っております。その場合に、保管しておられる企業として、逆にプラスアルファの指導なりすることはできるのか、そうした場合に仮設とか作業でいろいろな費用も発生しますね、その場合にどこの責任でもって出されるということにも問題になります。積込み作業は企業の中で行われるわけですね。そこで例えば今回みたいに破損して流れ出してしまったときの措置というのは、ものすごく大変なことになるので、やはりガイドラインの見直しなり、作業マニュアルなり、積込みの要領書なりとか、そういったところが、どんなものがあるか私は見てないのでわかりませんが、そこら辺をもう少し細分化するなり、見直しする必要があるんじゃないかと思っております。

【松田委員長】 今のところのお話ですけれども、私もちょっと不思議に思っています。例えばこの場合ですと、漏れてもきちっと受け皿で止まったのでよかったのですが、これがもしそうでなかった場合ですと、一体責任の所在がどこにあるのかというのがよくわかりません。保管業者がきちっとそういうことを事前にチェックした上で予知をするような方策を講じておられるならばいいでしょうけれども、それもあ

いまいで、さらに運搬業者のほうもわからないで作業して漏れたというようなことになると、なかなか難しいところですね。そのようなマニュアルがあまり詳細にできていないのではないのでしょうか。

【豊田市(平山環境保全課長)】 ガイドラインによりますと、保管者、所有者が収集運搬の作業に入る前に適正な情報を収集運搬事業者に与えるということがございます。そこでの情報が不足しているのか、事前確認、これは両者の責任でやられるということですが、そこでの確認が不十分というか、予測できなかったという話になりますので、その責任の所在はちょっとグレーな部分ですが、ですから、仮に万が一運悪く発生した場合でも、大事にならないような対策を収集運搬事業者はやられる。ですから防護シートを敷いて、あるいは受け皿を置いて運ばれるということで対応していくということだと思います。

【市原委員】 そこをもう少し明確にして、保管者責任でやる部分と、情報といっても、吊ったときに切れるかどうかというところまで保管者が責任を持って見るのは難しい。ただ、それをクリアにしなきゃいけないのであれば、保管者がやるべきことと、収集運搬業者がやることと、お互いに話し合う、確認し合う項目だとか、さらに予防的などという措置を講ずるとかいうところのガイドラインがクリアになっているべきではないのかなと。クリアになってないかどうかは知りませんが、起きたということではもう少しやらなければいけないのではないかと思います。

【松田委員長】 私も、今のところは、必ずしも責任の所在がはっきりしてないように思いますので、検討していただく必要があるのではないのでしょうか。

【豊田市(平山環境保全課長)】 これにつきまして、行政でどうのこうのというのはなかなか難しいところかと思いますが。

【松田委員長】 運搬業者と保管業者の間で、お互いに責任のなすり合いになって困るということではいけませんので。

【豊田市(平山環境保全課長)】 収集運搬に関して契約を結んでやられるわけですので、立ち会いを前提に作業が行われますので、保管の事業者と収集運搬事業者がそのあたりを話されて了解のもとにやるということになるのではないかと思います。収集運搬業者の方に全部の責任となると、なかなか収集運搬が行われないという話にもなりますので…。

【松田委員長】 ただ、これから先はかなりそういう危険物を処理するというセカン

ドステージに発展していきますね。

【豊田市(平山環境保全課長)】 このあたりにつきましては、申し訳ないですが、ちょっとこの席で回答は出ないものですから、広域協議会等で議論してみたいと思います。

【松田委員長】 そういう問題提起があるということだけはしっかりお伝えいただきたいと思います。

最初のケースについては、これは何をか言わんやで、運搬業者のほうマニュアルをきちっと守らなかったのか、そういう切断加工したことによって起こったことです。先程の話は、その辺であいまいなところがあると思いますので、よくこの辺を議題に上げていただきたいと思います。

市原委員、今の対応でよろしいですか。

【市原委員】 はい。

【松田委員長】 そのほかいかがでしょうか。

【深津委員】 同じようなところで、ですけれども、これは運搬経路を勝手に変えたという話だろうと思いますが、それともう一つは、JESCO で処理できないコンデンサが搬入されたということですが、これは何でこんなことが起きるのかということがよくわからないのですが。

【松田委員長】 ルートが勝手に変えられたということは。

【豊田市(平山環境保全課長)】 その件ですけれども、高速道路の渋滞が予想以上にひどかったということで、収集運搬の事業者のほうで判断されて、間に合わないといけないということで高速道路ではなくて地道を使った。これは名古屋市内からですけれども、そういったことが発生しました。

それから、微量のここで処理できないPCBのコンデンサが間違っ搬入された件でございますけれども、これにつきましては、保管事業者の中で台数が相当あったということで、4つに区分けをして場所等が分かれたような状態でした。JESCO に持ち込むときにコンデンサにそれぞれバーコードのシールを貼って、これが間違いなくリストに挙げられたものかどうか確認するわけですが、そのときに作業の遅れもあったという話で、その辺で確認不十分で間違えたコンデンサに貼ってしまったというのが原因のようです。ですからどちらかという初歩的なミスという話になります。

【松田委員長】 保管業者のほうのケアレスミスになるんですね。

【豊田市(平山環境保全課長)】 これは収集運搬事業者が確認しながら貼りますので、収集運搬事業者の確認が不十分だったということかと思います。

【松田委員長】 これも驚いたのですけれども、日本通運さんといったらかなり大手の業者ですが、そこがこういうミスを犯されるとは、ちょっと重大かと思います。

【豊田市(平山環境保全課長)】 今までは、健常品と言われる問題のないコンデンサでしたが、今後は修復したコンデンサも増え、だんだん広域化もされますので、収集運搬のトラブルというのは、十分目を配っていかないと、今回のようなことが起こりかねませんので、私どももその辺ちょっと肝に銘じてやっていかなきゃいけないと思っています。

【松田委員長】 対策としては、こういった事例をきちっと運搬業者に周知することでしょうか。。

【豊田市(平山環境保全課長)】 毎回こういう事例が発生するたびにですけれども、同じようなことをやらないようにということで、19事業者全部に対して啓発文書を送らせてもらっています。

併せて、立入指導もやはり十分やっていかないと、啓発文書だけでは不十分かなというふうには思っております。

【深津委員】 ただやはり、運搬ルートだけについて言えば、例えば高速道路が事故等で通行止めになるときもありますよね。今回の場合は、工事でもう時間に遅れそうだとということで、業者判断で一般道を使ってしまったということだろうと思いますが、ここで書いてあるのは、「原則高速道路を優先して利用」という表現です。そうした場合に、途中で何か起きた、あるいは時間に間に合いそうもないといったときの措置というのか、経路変更のルートというのはしっかりしておるんですか。

【豊田市(平山環境保全課長)】 高速道路を利用するケースで、渋滞等が起こった場合ですけれども、地元了解のもとに地道を利用するという手もありますけれども、基本的には渋滞して時間がかかっても高速道路で、JESCO への持込み時間は原則夕方の6時までとなっておりますが、その辺を地元了解を得ながら少し時間を伸ばさせていただいて対応していきたいというのが、一応、基本的な考え方です。

あと、高速道路の事故等で全く動く予定がたたないというケースも、可能性としてはありますので、その辺については、地元の皆さんと協議しながら、こういった対策でお願いできるかというのを相談していきたいなと思っております。

【松田委員長】 そうすると、この原則から外れたところのマニュアルは。

【豊田市(平山環境保全課長)】 時間がかかってもいいので高速道路でお願いしたいというのが基本的な考え方ですが、高速道路が完全に使えないというケースもあり得ますので、そういった場合についてはちょっと特殊なケースということで、地元の方にも御相談させてもらって決めていきたいと思います。

【松田委員長】 このようなことはこれからも起こるかもしれませんので、やはりマニュアルとして、遅れるなどの予測があった場合には JESCO にどういうふうに連絡をとるか、それからルートの変更はどのようにすればいいかとかを考えておく必要があるかもしれませんね。

【豊田市(平山環境保全課長)】 基本的には、GPSがついていますので、基本的なルートについては確認できますので、そういったことも利用しながら、できるだけ御迷惑をかけないような形でやっていきたいと思っています。

【松田委員長】 よろしいでしょうか。

【深津委員】 はい。

【松田委員長】 まだ何か御発言はございますか。

はい、どうぞ。

【後藤委員】 内容につきましては、今まで議論があったとおりなんですけれども、文章の書き方ですが、例えば の「収集運搬業者の判断によるコンデンサ側面の吊り手切断」とありますが、この「判断による」というのはちょっと柔らか過ぎるんじゃないかなと。要するにガイドラインを無視して吊り手を切断したわけですから、そういった表現にしないと、どんな判断をしたのかということになります。明らかに誤った判断なわけですから、その辺はきっちりと書いたほうが良いと思いますし、 の「集中工事から生じた事業者の不注意が原因」とありますが、不注意じゃないですよ。これもガイドラインを無視した行為です。だから、不注意という過失がどこにあるかわからなくなってしまいますが、明らかに収集運搬業者のほうで誤った判断をしたということですよ。ちょっとその辺、はっきりされたほうが良いと思います。今はこうして説明していただけるからよくわかりますが、この文章がそのまま広まってしまった場合には、誤った判断を与えるかもしれませんので、そこら辺、もう少し表現を変えていただければと思います。

【松田委員長】 次のセカンドステージに移りますと、いよいよ広域化になります。

もっとやっかいな容器を搬入しなければいけないということが起こりますので、そのことも踏まえて、できるだけ文章は限定的にして内容が理解できるようにしていただくということが、この監視委員会の委員の皆様の御意見だと思えます。その辺のところ御検討いただけるでしょうか。お願いいたします。

【豊田市(平山環境保全課長)】 適切な啓発の文書にしたいと思えます。

【松田委員長】 それでは、時間の関係もございますので、次のほうに移らせていただきたいと思えます。

次の議題は、「豊田PCB廃棄物処理事業の進捗状況について」でございます。よろしくお願ひいたします。

【JESCO(牧田所長)】 日本環境安全事業株式会社豊田事業所長をしております牧田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料2-1に基づいて豊田事業の進捗状況について御説明申し上げるわけですが、JESCOの担当責任者を御紹介するという意味もありまして、リレー方式で御説明してまいります。

私のほうからは、(1)と(2)、(3)について御説明申し上げます。

豊田事業所では、高濃度のPCBが入っておりますトランス類、コンデンサ類、廃PCB、これはドラム缶などに入って来るものでございますが、そういうものを処理しております。「トランス類」と書いてありますけれども、これには変圧器、変流器、リアクトル、そのほか放電コイルとかいろいろありますが、缶体の中にコイルが入ったものをトランス類と称しております。また「コンデンサ類」と書いてありますが、これにはコンデンサとサージアブソーバーがございます。これは、中に素子という紙とアルミを積層化したものが入っているものをコンデンサ類と称しております。

それらの処理台数をここに書かせていただいておりますが、先ほど豊田市の宇井部長からお話がありましたように、平成19年の6月28日、それまでトラブルでとまっていた訳でございますけれども、それ以来、数字を追っていきますと、安定的に処理をさせてもらっております。残念ながら、後で御報告申し上げます負傷事故が1件ありましたが、処理のほうは安定的に進めさせていただいております。それも、19年までとまっていた間に設備を徹底的に安全チェックして改善させていただいたということが効果を上げているのではないかと考えておりますけれども、今年度上半期が終わりまして、処理台数は、トランスは前年の半分以下になっておりますけれども、上半

期というのは定期点検が2回ございまして、1.5カ月間定期点検でとまっております。一方、下半期は、定期点検は1回でございますので、年末年始も含めまして3週間ぐらいしかとまりません。上半期よりも下半期のほうが稼働日数が多いということになります。上半期が終わりまして、コンデンサにつきましては昨年度の実績の半分以上を処理しておることから、安定的に順調に、着実に進めさせていただいているということがわかりになるかと思えます。

(2)の有価物及び産業廃棄物の払出実績でございますけれども、これは(1)の処理に伴いまして発生する廃棄物並びに、有価物というのは鉄とか銅とかコイルなどそのままリサイクルできるものを指しておるわけですが、こういうものも処理量に比例して増えております。

(3)で周辺環境への影響の状況をここに挙げさせていただいておりますけれども、排出源モニタリングと周辺環境モニタリングでございますけれども、これは、協定に基づいて年4回行っております。ただ、年1回というものもございまして、それに基づきまして今年度は既に5月と8月に実施しており、その結果を書かせていただいております。傍線を引いた部分については、年1回の測定になっておまして、ほとんどがこの11月に測定する予定にしております。

その結果につきましては、管理目標値とか環境基準値と比較して、それ以内の数値でおさまっていることを御報告申し上げます。

以上、簡単ですが、私の部分は終わり、次にバトンタッチをします。

【JESCO(鐘ヶ江副所長)】引き続きまして、(4)小型トランス解体作業時の負傷事故について御説明いたします。副所長の鐘ヶ江でございます。よろしくお願いたします。

の事故の概要でございます。「平成21年6月26日、豊田事業所の小型トランス解体作業において、解体作業中の鉄心(トランス内部品の一部)150キロを解体しやすいように故意に倒した際に、鉄心と作業台の間に作業員の右手の中指と薬指が挟まれ、負傷する事故が発生しました。」ということで事故の概要を書いておりますけれども、次のページを見ていただくと、鉄心に挟まれた状況を再現した写真がございます。真ん中に長方体のものがございますけれども、これが鉄心で、その上にテーブルがあって、手袋をした指が挟まれた状況の写真です。

この鉄心というのは、トランスの真ん中にございまして、これを最後に解体するわ

けですけれども、状況としましては、最初、この鉄心の大きさが縦 540 ミリ、横 365 ミリで、この災害が起きたときは 120 ミリで、もともとは 180 ミリぐらいございました。鉄心は薄い鋼板で積層されておるんですけれども、これをだんだん剥いていく作業をして、これが薄くなってきて 180 ミリのものが 120 ミリになった段階で、もう鉄心を立てて作業するのは不安定だということで、寝かせようとしたときに挟まれたという災害です。

事故発生後、すぐに負傷者を病院へ搬送し、治療を行いました。6月29日には豊田市へ事故発生について口頭で連絡し、7月8日に文書で報告しています。

負傷者は、休業には至らず、その後の通院加療により負傷は順調に回復し、7月22日より負傷した指のリハビリを開始し、9月9日には完治しております。

本社は、事業部長より全事業所長宛てに文書にて、労災が発生しやすいPCB廃棄物解体作業について注意喚起するとともに、危険作業の洗い出しと改善対策の実施を要請しております。また、本社事業部安全操業課の社員2名が、豊田事業所の現場に立ち入り、発生状況、原因の調査を行いました。

の再発防止策ですけれども、今後このような事故が再発しないように、緊急の安全ミーティング、それからOJT教育での再訓練を行っております。また、小型トランスコア解体作業は手作業ではなくパレタイジング・クレーン及び傾転機を使用して鉄心を倒した中で、安定した状態で作業を行うよう徹底しております。さらに当面の間、鉄心解体作業はベテラン作業員が指導監視するという対策をとっております。

また、設備上の対策として、手解体作業台がちょっと狭いということで広げること、作業台の高さを約250ミリ低くし700ミリとすることを検討するとともに、水平展開でそのほかの小型トランスの解体作業の安全対策として、小型切断機の活用等も検討中です。

以上でございます。

【JESCO(田村安全対策課長代行)】 豊田事業所の安全対策課長の田村でございます。次のページの(5)総合防災訓練の実施について説明させていただきます。

ことは7月30日に、豊田事業所の緊急時対応マニュアル及び消防計画に基づく総合防災訓練を実施いたしました。

今回は、PCBを無害化処理するための薬剤であるSD、金属ナトリウム分散体ですが、これは禁水性の金属ナトリウムを鉱物油で被覆して反応性を低くしたものでご

ございますが、これがSD供給室より漏洩し、回収作業中に発火して火災が発生したという想定で訓練を実施いたしました。

今回は、豊田市消防本部及び南消防署、さらに西分署から、ここにお見えの成田専門監を始め18名の参加をいただいて、JESCOとの合同訓練をさせていただいております。特に初期消火では、SDの消火に金属火災用消火器やソーダ灰、防火シートを使用する手順等を確認しましたし、避難誘導訓練では、見学者がいることを想定しております。また、現場指揮訓練では、正面玄関のロビーに対策本部を設置し、消防署の現場指揮隊到着後に場内指揮権の委譲ということで、右上に写真がございますが、このような形で、今どのような状況になっているかを報告して消防活動を委譲することにしております。また、消防隊による怪我人救護等、緊張感のある訓練を行いました。

さらに、総合防災訓練終了後、SD製造メーカーの指導を受けながら、SDの燃焼及び消火訓練を実施し、改めてSDの取り扱いについて確認いたしました。

以上です。

【JESCO(塩飽設備保全課長)】 設備保全を担当しております塩飽と申します。よろしく申し上げます。

先ほど市からも報告がありましたが、3系オンラインモニタリング装置の移設ということで、この8月の定期点検の際に実施しております。

内容は、第3排気系統のラインで測定不能という表示が出たということで対策をしたものです。下のほうの絵を見ていただきますと、第3排気系統、左から右のほうに排気が流れていきます。第3排気系統はオイルクラバ、それからミストエリミネータ、それと活性炭吸着槽のA、B、それから第1排気系統のほうに接続されています。第1排気系統のほうもオイルクラバがあって、それから活性炭吸着槽のA、Bを通過してから外に排気するというフローになっております。

今回、その測定不能が出ているということで、その原因は定かではないですが、第3排気系統に含まれる夾雑物が影響しているであろうということで、そのオンラインモニタリングをする位置を変えました。その位置は、点線の矢印で移設と書いてある部分に移設しております。8月に移設しまして、その後、今のところ順調に測定ができております。

以上です。

【JESCO（尾川事業部次長）】 本社事業部の尾川でございますが、6ページの低濃度PCB汚染物処理の実証実験について御説明させていただきます。

この豊田事業所で処理しておりますのは、100%だとか数十%の非常に濃いPCBを含む油が使用されているトランスなどがございます。世の中のPCB廃棄物の中には、蛍光灯安定器といったような数%ぐらいPCBを含むものもございますけれども、一方で、絶縁油としてのPCBを使った覚えはないけれども混入してしまっているというものが存在してございます。典型的には、電力会社が持っておられるような柱上トランスなどに多少なりとも入っているものがございます。その量は数ppmから数十ppm程度というごくわずかのPCBが入っているというものもございます。これにつきましては、JESCOの処理対象とはなっておりませんで、ステージを見ながら民間事業者も活用しながら処理体制を構築するということになってございました。

これらの微量のPCBを含む物をどうしていくのかということですが、これもやはり安全で確実に処理しなければいけないということで、環境省で平成17年度から実験を行っておりまして、油にごくわずかPCBが入った状態であれば、焼却をすることによって確実に周辺環境に影響がないように分解されるという確認ができております。

ということでございますので、現在、環境省のほうで、実験の後は実施ということになりますので、世の中に残っております微量のPCB廃棄物を処理するための認定制度を導入しようということで、パブリックコメントを実施しております。今後、環境省のほうでガイドラインとしてまとめまして、微量のPCBを含む廃棄物を焼却によって処理をしていく道筋ができる予定ということでございます。

ところで、実はJESCOでも、この豊田事業所の中にこういう数十ppm程度のPCBを含む物を、我々は運転廃棄物と言っておりますが、多数抱えてございます。つまり、そういう薄いものはこの事業所の中で処理ができない、外でも処理ができないので取っておくしかないということで溜まっておるものが、例えばセーフティネットで使っている活性炭ですとか、あるいは作業者の使っている防護服、洗ってもどうしても染み込んで落ちないものが多数存在しています。これについても、実験をしてもその焼却で処理ができるということになりますと、現在、JESCOにおいてもこの運転廃棄物は非常に課題となってございますが、解決の道筋ができるんじゃないかということでございまして、今年度、環境省のほうで行う実証試験に、豊田事業所で保管

している運転廃棄物の一部を提供したいということで計画をしております。

今、考えてございますのは 700 キログラムぐらいですけれども、それを 20 リットルのプラスチックの容器、これは本来医療用の廃棄物を入れるものですが、その中にポリ袋に入れて活性炭なりを詰めてケースをつくりまして、これをさらに収集運搬用で使っております漏れ防止型金属容器に入れるというスタイルで、二重に安全性を確保した状態でその実証試験を行う事業者のところまで搬出しないといけないということでございまして、今年度こういう搬出について計画をしているところでございます。

私からは以上でございます。

【JESCO (宮田営業課長)】 営業課長の宮田と申します。よろしく願いいたします。

続きまして(2)保管事業者の保管コンテナの処理試行につきまして御説明させていただきます。

豊田施設では、これまでに漏洩が認められる機器につきまして、適切な補修を実施していただくことで受け入れを進めてまいりました。ただ、保管機器を収納していた際、漏洩したPCBが付着してしまった、そのような状態の保管コンテナにつきましては、現在、保管事業者にて継続保管をお願いしております。

JESCO への登録では、東海4県内でPCBに汚染された保管コンテナ約 1,400 個が登録されています。そのうち 244 個が豊田市内で登録されています。保管コンテナは材質、形状が多岐にわたると同時に、保管されている状況につきましても、滲みが付着している程度、内部に油溜まりが認められる程度、汚染物がまだ中に同梱されているなど、コンテナごとに大きく異なっているのが現状です。

豊田事業所では、まず豊田市内に保管されているわずかに滲みが付着している程度の保管コンテナより、今後、順次処理の試行を進めてまいりたいと考えております。

また、JESCO 本社におきましても、漏洩されているコンデンサを収納している状態の保管容器の処理実験を行う計画を立てております。

以上です。

【松田委員長】 これですべて御説明はしていただいたわけですね。

それでは、ただいまの御報告と御説明に対しまして、皆様方から御質疑等ございませんでしょうか。

どうぞ。

【寺田委員】 3ページの4の事故の概要についてですが、小型トランス解体作業時の負傷事故ですが、150キロを解体したときに故意に倒したと書いてございますが、これは従来はどのような形でやってみえたかということと、意見ですが、人間というのはやはりだんだんと楽な方向で早くやりたいという感覚でやると、大変なことになってしまいますので、どんなことでもマニュアルどおり仕事をやっていただくことが一番大事だなと思います。そういうことで、故意にやられたということですが、従来はどんなふうに来てきたかということをお聞きしながら、その再発防止対策はきちんととられておりますが、マニュアルどおり仕事をやっていただかないと、大きな事故につながってしまいますので、そこら辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

【松田委員長】 どうぞ。

【JESCO(牧田所長)】 お答えさせていただきます。

この部分のマニュアルがはっきりしていなかったということもございまして、後で調べたところですが、作業者は立ててやったほうがやりやすいということがございましたのでみんな立てて同じようにやっていた。ただ、薄くなると危ないから倒した。ただ、それがそれまでやっていたものよりもちょっと大きなものであったというところで、支えきれなかったということでございます。

【寺田委員】 今回、初めて大きなものに当たったということですか。

【JESCO(牧田所長)】 小型のラインの中では大きなものだったと。初めてではないみたいですけれども、通常、多かったのはもっと小さなものだったというふうに調べた結果なっております。

大変申しわけないですけれども、見学を予定しておりまして、今、収集運搬車を待たせているものですから、この後いろいろ御質問をお受けしますけれども、先にそちらのほうをお願いしたいと思います。

【松田委員長】 そうしましたら、この部屋に戻りまして、また途中途中でいろいろ御説明いただきながら、再開させていただくということをお願いいたします。

では、次の施設見学の議題のほうに入らせていただきますので、御説明をお願いいたします。

【JESCO(牧田所長)】 では、本当はスライドを見ていただいてこの内容ということで受け入れのところを見ていただく予定でしたが、時間の関係で、先に現場のほう

を見ていただきたいと思います。

皆さん上着を取っていただいて、作業着を羽織っていただき、ヘルメットをつけていただきたいと思います。

【松田委員長】 全員が一緒に行かせてもらえばよろしいですね。

【事務局(松井)】 大変申しわけございませんが、環境部長の宇井に所用がございますので、ここで失礼させていただきます。

(施設見学)

【JESCO(田村安全対策課長代行)】 お疲れさまでした。

コンデンサの受入状況ということで、特にあの後どうなるかというあたりが非常にわかりにくいので、スライドにしております。一緒にごらんいただきたいと思います。

これは見ていただけなかったですが、トラックがバックして今の受入ヤードまで入ってくるところです。これは別の会社ですが、こういう形でやはりシートを被せています。それから、先ほど説明しましたが、ここに緊急対応備品というのが箱に入っております。

これも見ていただいたものですが、フォークリフトでまずはリフトアップして、それからチルトを上げと言っていましたが、正確に言うと傾けるんですね。それからバックして荷台からおろしますが、おろしたままで動くといけないので、地上 20 センチぐらいのところまで下げて移動していました。

最後は、この二重のシャッターの手前側を開けて前進して入る。これが受入検査室へ入るところです。

ここから先は、受入検査室は非常に狭いものですから見られませんでした。まず受入検査室の内側に入りますとこういう形で、今のシャッターが向こうが閉まってこっち側が開いています。それからゆっくりとこのフォークリフトが前に出てきます。

その後、密閉式容器の蓋を開けます。こういうところにロックみたいなのがありまして、これを外してクレーンで蓋を持ち上げる、そういうことをやります。

その後もう一つ、実はこの漏れ防止型金属容器の中に大体こういうインナートレイというステンレス製の容器が入っています。同じ大きさないしは半分とか4分の1とかありますが、こういう形で入って、そういう意味では、密閉式の容器が二重になっ

ています。

これは各社によって違いがありますが、インナートレイの中にコンデンサを入れてから、ガタつかないようにいろいろ苦労して、ベルトや何かで固縛したり、吸収材をいっぱい詰め込んでガタガタしないようにするとか、これなんかはコンデンサの間に空間があり過ぎるので空気袋を入れて、それからベルトで固縛しています。これなんかはコンデンサの間に吸収材を入れて、何か漏れてもこの吸収材が吸収してくれるので外に出ていかない。さらにインナートレイで出ていかない、さらに漏れ防止型金属容器で出ていかないと、そういう仕組みになっています。

それをこういう形で1台ずつまたクレーンで持ち上げて、この上のほうに実は重さを測る機械がついていて、これで何キロかわかります。その持ち上げたところで指を差して漏れがないということを確認します。

最後は、そうやって出したコンデンサ、大体1日1回あたり15台から20台ぐらいですが、それを自動倉庫に保管して、順番に処理に回します。大体、入れた順から処理していきますが、大きさの揃ったものを優先するとかそういうこともあります。

受入検査はこんなような形でやっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【松田委員長】 質疑応答等であと時間をどのくらいとっていただけますでしょうか。

【豊田市(平山環境保全課長)】 20分程度でお願いできればと思いますが、よろしくをお願いします。

【松田委員長】 そうしましたら、残り時間は20分程度だそうですので、今の施設見学のところと事業の進捗状況、全部合わせまして、何かお気づきの点がございましたら御遠慮なく御発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【岡留委員】 モニタリングの件ですけれども、第3排気系統のみが測定不能という形ですが、第3排気系統が第1排気系統につながって、ここのオンラインモニタのほうはこれで問題ないのでしょうか。第1排気系統に入った後のオンラインモニタについては問題ないということですか。

【JESCO(牧田所長)】 問題ありません。10 μ g/m³という形で管理しておりまして、実際には活性炭がセーフティネットとしてついていきますので、排気のところでは10 μ g/m³というのを守らなければいけないんですが、この前のところで10 μ g/m³という

のはほとんど超えたことはないというふうになっています。

【岡留委員】 第3排気系統から入ってくるやつと第1排気系統から入ってくるやつの成分が違うとか、何かそういうあれがあるんですか。

【JESCO(牧田所長)】 第3排気というのはプロセス排気で、一番濃いラインです。例えば液処理の処理をしたときの排気、真空加熱の引いたときの排気とか、真空超音波をやっているときの排気とか、そういう一番プロセス排気として濃いものです。第1系統というのは、大型トランス解体エリアの換気です。だから風量としてはこちらが非常に多いということになります。

【岡留委員】 わかりました。

【松田委員長】 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

【寺田委員】 さっき荷物が入った自動倉庫を見せていただいたんですが、大体1段が2メートルぐらいで4段になっていまして、一番上は8メートルぐらいになるんじゃないかと思います。昭和20年に三河大震災が起きましたが、震災が起きたときに、網も意外と弱いので、あれが震度6～8で本当に飛び出ることがないだろうかというところを、もう一度あの倉庫をつくっていただいた会社に確認をしていただきたいと思います。そうしないと、あれがみんな倒れたら大変なことになるので、その辺一回、つくられた会社と折衝していただきたいなと思います。

【JESCO(牧田所長)】 一応、取扱説明という形で受けているのは、この東海大地震には構造的には大丈夫になっていると聞いています。うちのほうとしては、むしろその中でコンデンサが倒れると、そういうことのほうが心配しておりまして、だから見ていただいたのも、必ず入れるときに倒れ止めに鎖を一つずつ付けています。それでも万一こぼれたとき、ちょっとお気づきになったかどうかわかりませんが、あの周りに防油堤という形でありまして、まずはないですけれども、二重の安全性という意味で、こぼれてもその防油堤で止まるというような構造をとっております。

【松田委員長】 確かに二重三重になっていますが、仮にインナーの容器を入れてあったものが動いたときに金網を突き破ったりすることはないかという御質問があったと思いますが、金網は大丈夫ですか。

【JESCO(牧田所長)】 金網の力でもっているわけではありませんが、必ず骨組み

のスケルトンのほうで止まり、それ以上は出てこない。あとは飛び出すことがあるかもしれないということで金網が張ってありますが、それもきちんと固縛しているので飛び出さないと思っています。

【松田委員長】 そういった懸念もありますので、もし大きな地震が来たときにも大丈夫かということをもう一度チェックしていただけたらと思います。よろしくお願ひしします。

【JESCO (牧田所長)】 わかりました。

【松田委員長】 そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

【金子委員】 災害、負傷事故について伺わせていただきます。

3 ページの小型トランス解体作業時の負傷事故というのは、人の災害というのは初めてじゃないかなと思いますが、この中で、再発防止対策という形でやられたのは結構なんですけど、ほかへの横展開はどのようにされたか、ちょっと2点伺わせていただきたいと思います。

1つは、ほかの手作業はもう一回洗い出しされたのかどうか。もし洗い出しされたのならば、それが何件ぐらいほかの作業であったのかというのをお願いしたいと思います。

それから、それに関して、じゃあそれらの作業が推定される危険作業、要はリスクですが、そこら辺をどこまでやられたのかという観点をちょっと伺いたいと思います。これも何件ぐらい抽出されたのか。

ここの処理の作業の安全と同時に、人の安全も重要なことだと思いますので、そこら辺もぜひ横展開という観点でどこら辺までやられたのかというのをちょっと伺わせていただきたいと思います。

【松田委員長】 では、何かお答えがありましたら。

【JESCO (鐘ヶ江副所長)】 ただいまの御質問ですけれども、横展開で手作業をやっている件数がどれぐらいだったかというのは、具体的に何件というのは断定できませんけれども、この災害がありました後、運転会社と一緒に、ここだけの作業じゃなくて、小型トランスでとにかく手作業をできるだけ少なくしようということでこれまで何回もミーティングを重ねておまして、それで自動化できるところは自動化しようということで現在、検討を進めているところでございます。

【JESCO（牧田所長）】 今、事業所全体でリスクアセスメントというものを推し進めているところですが、この事故も起こったということで、そのリスクアセスメントの項目を、いろんな項目からアプローチをしているんですけれども、小型トランスについては急遽この負傷事故ということをクリックアップして、手作業に対してリスクアセスメントを実施しまして、その関連としまして、実際には関連というより上乘せと思われるものもあるんですけれども、さまざまな改造と運転方法の改善、そういう方案を出しております。

【金子委員】 ちょっとまだ腑に落ちないですが、ぜひこのところも、何件出したというぐらい調査をしていただきたいなと思います。

それと併せて、この小型切断機の活用とありますが、またこれは指を切りそうな装置ですが、これももう一回これに対して作業の評価、リスクアセスメントを、設備対作業という観点でしていただいて、もしこれは導入する前でしたら、そういうところも検討しながらやっていただきたいと思います。

【JESCO（牧田所長）】 当然、検討していきたいと思っておりますが、小型切断機というのは、唐突になるという感じがしますが、大きなものそのまま解体をしていくとこういう事故が起きるので、小さくしてからやれば、どこかに手作業はあるけれども、倒れても安心ぐらいな大きさに切っておくとともに、できるだけ倒しておいてからやろうということです。

それから、手を切るかもしれないと言われましたが、ちょっと説明不足でございましたけれども、小型切断機というのは、人がそれで切るのではなくて、遮蔽フードの外側から遠隔操作で使う機械で、その活用を考えているということでございます。

【松田委員長】 各委員の皆様方も同じ思いかもしれませんが、きょうはちょっと運搬のところに集中しているんなことが起きたと思います。最近は順調にこられたので、慣れがそろそろ出てきているのではないかと、これをひとつの戒めとしまして、今後とも安全に十分注意していただけるように、ぜひ御努力いただきたいと思います。

そういうことで金子委員、よろしいでしょうか。

【金子委員】 はい。

【松田委員長】 はい、どうぞ。

【佐藤副委員長】 運搬作業をスライドと現物で見せていただきましたが、フォークリフトは、スライドではマットの後ろいっぱいまでつけて品物がずれないようにして

運んでいますが、先ほどはマットと若干離していました。あれは2人作業のためにあ
あいうふうな作業をされるんですか。

2つ目、ここでクレーン作業がありましたが、あそこにワイヤーと鉤棒が置いてあ
りました。あれは振れ防止の鉤棒だと思いますが、それをスライドの中では、どなた
が持っていたかわからなかったけれど、ああいうふうな利用はどうか。手で触っ
てはいけないので鉤棒で押さえなさいと指導されていると思うけれど。

【松田委員長】 フォークリフトの使い方のマニュアルのようなものはあるでしょ
うか。チルトさせる部分はいっぱいまで先端を付けて、端が当たるようなと
ころまで押し込んでから持ち上げてチルトするというような感じを私も想像してい
たんですが。佐藤委員は、そこがなぜ少しあいていたのかという疑問を提示されたの
ですが。先をいっぱいまで付けておかないと、モーメントとしてはより力がかかって
しまうため、折れる確率が高くなるのではと思いますが。

【JESCO(牧田所長)】 きちんとした答えになるかどうかちょっとわかりませんが、
各社少しずつ運搬容器の寸法が違います。5トン以内という規定をしております、
それ以上のものは持ってこさせないのですが、今回の場合は7.5トンフォークで、フ
ォークの先が飛び出してしまう状態だったわけです。それで、まだ懐のほうに余裕が
あるという状態で持ち上げていますが、それでも大丈夫だというフォークリフトを選
んでいるということだと思います。

【松田委員長】 素人ですのでよくわかりませんが、できるだけ付けてやったほうが
いいような気がします。その辺も検討してください。

あと、揺れ防止というところの御指摘ですが、その辺は何かお答えありますか。

【佐藤副委員長】 鉤棒が後ろにかけてありましたが、手で触らないで支えるよう
につくってあるんだけれど、スライドではどの方が持っているかわからなかったです
が、どこで使われているのかなと思ひまして。

【TKS(和田社長)】 運転会社の社長をしています和田でございます。

手鉤の話ですが、我々のほうは今、できるだけ荷に直接手を触れないという運動を
しております。まだ完全にはそういう体系にはなっていないですが、そのときの状況に
応じてできるだけ手鉤を使いましょうということで進めておりますが、完全にすべて
それでカバーできるというものではなくて、多少ばらつきがございます。我々として
は、そういう訓練をしながら、より安全な作業にしていきたいと思ってまだ今、取り

組み中でございます。

以上です。

【佐藤副委員長】 はい、わかりました。

【松田委員長】 そのほか何か御意見ございますか。

【後藤委員】 防災訓練の件ですが、ある市のごみ処理場で火災が起きたときに、あまりにも中の構造が複雑だったので、消防の方がなかなかうまく消火活動できなかったという事例があります。なので、ここの防災訓練の場合は、消防の方々に中の構造を詳しく見ていただいて、もしものときにきちんとスムーズに活動ができるように情報公開をしているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

【JESCO(牧田所長)】 基本的に当然、情報公開という意味ではするつもりですし、ここの施設は危険物処理施設ですので、1つ装置を改造するにもすべて消防のほうに届けを出しております。

そういうことだけではなくて、今回は実際に消防活動をされる方々にも来ていただいて、この施設が始まる17年の8月にもやりましたが、大分時間が経っているので、今回、南消防、西分署の方々にも来ていただいて、実際に活動していただくという方に来ていただいて見ていただきました。基本的に施設が非常に難しいということで、例えばここは禁水性ということもありまして水をかけてはならないところもあります。水をかけるところもある。そういうことで、この権限委譲ということをやりましたのは、今こういうところでこういうことが起きていますと、それでここは水をかけてください、ここは水をかけられませんとか、こういう形で、そののところを書類を出すんですけども、書類と同時に申し上げて、指揮をそういう形でお願いするという形で権限委譲すると、そういう訓練を行った次第でございます。

【後藤委員】 では、実際中を見ていただいて、それでここに何があるかということもやったわけですか。

【JESCO(牧田所長)】 その部分はやりましたし、前にも大分たくさんの方にも見学していただきましたが、ただ、消防署では市内にたくさんの施設があるので、当施設を全員の消防署員が見るわけにはいかないと思いますが、危険物担当係の方はずっと詳しく見ていただいています。

【豊田市消防本部(成田予防担当専門監)】 ただ今の件ですが、説明がありましたように、ここがオープンする直前に消防本部に対する公開ということで、多くの職員が

施設を見せていただきました。しかし、豊田市は広域で職員も多いので全員の職員がみることはできませんでした。

したがって、どんな災害現場でも消防隊が到着する前に事業所の自衛消防隊がやるべきことをやられまして、消防隊が到着したときには建物や災害の情報を提供していただき、事業所と協力して災害活動を展開するようにしております。

以上です。

【松田委員長】 そのほか何かお気づきの点、御発言は。

はい、どうぞ。

【森委員】 今、火事のお話が出たので、あってはならないことですが、例えばPCBがこぼれたことによって人が被曝するというような想定の方策というのはどうなんでしょうか。これは病院とか、地域と関係してくると思いますが。PCBの場合は、急性の中毒というのはあまりないと思いますが、初期のそういう手当てというのは非常に大事なことだと思います。その点はどうなんでしょうか。

【JESCO(牧田所長)】 まず、PCBが直接曝露する恐れのある区域というものを、区域別にしておりまして、曝露する恐れがあるところをレベル3という表示をしていますが、そのところに入るには、必ず防護具をつけなきゃいけない。だから、直接触れるとしたら防護具を通して触れるということになります。それでも、定期点検なんかがありますと、実際に配管などの密閉して絶対に出ないというところを清掃するというと、配管フランジを割るということになりますから、そういうときには、そういう区域でもあり得るとして、そこでもまたレベル3の対応、防護服を着ないとそういうことをさせないというような形をとっています。

委員の先生方はちょっと特別扱いしていますが、本来、施設の中に入る人すべて、新規入場者教育をしております。こういう区域ではこういうことをしなきゃいけない。レベル1、レベル2、レベル3というのがあって、レベル1に入るにはどうしたらいいか、それも一つづつルールを覚えてもらった人しか中に入れないというような形にしております。

万一それでも皮膚かどこかに油がついたら、油というのはPCBが入っているかどうかわかりませんから、PCBがついたと思って、緊急シャワー室というものがございいますのでそこで洗う。実際の手順は、まずウエスで拭き取る。最初はから拭きのウエスで取る。それから、PCBは油に非常に溶けやすいものですから油のついたウエ

スで拭きなさい。最終的に水で洗いなさい。その水は外に出せませんから、中で処理するということを教えております。

以上です。

【松田委員長】 ありがとうございます。

あと、公募の委員の方でもし何かお気づきのことで御発言がありましたら、遠慮なくおっしゃってください。金子委員は先ほどから発言されていますが、他の2名の方はいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【安藤委員】 公募で応募しました安藤といたします。

PCBに関しては、現在、保管されている保管状況と、それからこの施設内、もう一つ大きなのはルートです。そのルートで今まであまり事故がなかったのは幸いだと思いますが、地域住民等にとってはそのルートが一番怖いので、その辺のところの安全性について、今、文書で見せてもらっていますが、かなり熟練の方が運んでみえると思いますが、その辺の教育をどの程度されているのか。

【松田委員長】 ごもっともな御意見です。私も実は、今回は運搬収集のところを相当にハイライト当てて扱わなければいけないのかなと思いましたが。ただ今、運搬収集の関係の方はいらっしゃいますか。

【豊田市(平山環境保全課長)】 収集運搬の方は、傍聴人という形でお見えになっています。委員の方が了解で傍聴人の方もOKであれば、御意見を伺ってもいいかと思えます。

【松田委員長】 皆さんが一番心配されているところですので、傍聴人よりも、むしろもっと重いところに出てきていただくほうがいいと思いますが。

【豊田市(平山環境保全課長)】 先ほど市のほうからも報告させてもらいましたけれども、御意見の中で、収集運搬の方からその辺の詳しい事情を聞きたいということであればお呼びするという事で収集運搬事業者の方にお伝えしていますので、そういった要望があればというふうに考えていましたが、たまたま今回は、収集運搬の方が多少傍聴ということでお見えになっていますが、要望があれば、そういう形で正式にお呼びするという事も可能です。

【松田委員長】 傍聴の方に問いただすのはお気の毒な気もしますので、これからは収集運搬の方にも、ローテーションでもいいと思いますが、この委員会がそういった

ところを重く考えているということを意思表示し、何か工夫してお呼びいただくことを考えていただくのはどうでしょうか。

【豊田市(平山環境保全課長)】 検討させていただきます。

【松田委員長】 どうぞよろしく願いいたします。

では、そういうことでこれから進めてまいります。

そのほかよろしいでしょうか。

特にもうございませんようでしたら、時間がかかなり超過して大変申しわけありませんでしたが、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

【事務局(松井)】 長時間にわたりました松田委員長を始め委員の皆様、どうもありがとうございました。

資料の最後にお配りさせていただいています次回の視察につきまして御案内させていただきます。右肩に「事務連絡 平成 21 年 10 月 20 日」と書いてある資料です。

愛知県飛島村にあります中部電力株式会社変圧器リサイクル施設へ視察を予定しております。視察日ですが、11 月 13 日金曜日、午後を予定しております。

別添の出欠連絡表のほうに出欠の御記を入いただきまして、今月末までに環境保全課までお出しいただけますようお願いいたします。

以上をもちまして、平成 21 年度第 2 回豊田市 P C B 処理安全監視委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

午後 4 時 15 分 閉会